

②証明者について

- ・ 民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長)も認められます。

- ・ 公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

- ・ 受検申請者自身が代表者(経営者)である場合

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者の関係欄には「本人」と記入してください。受検申請者自身が代表者であることの確認資料として、名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください。

注 証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

4. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。

(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

5. 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について

(1)「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」とは

主任技術者の要件を満たした後^{*1}、専任の監理技術者又は特例監理技術者(以下、専任の監理技術者等)の配置が必要な工事に配置され、専任の監理技術者等の指導を受けた2年以上の実務経験を指します。該当する場合は、P2の受検資格のうち(注3)印のついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。

「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」は、下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った工事である。(下請負人として実施した工事は該当しません)
- 専任の監理技術者^{*2}又は特例監理技術者^{*3}の配置が必要な工事である。
- 受験者と指導を行った専任の監理技術者等は、同一会社に所属している。

※1 ここでいう主任技術者の要件は次のいずれかです。

- ・ 高等学校、専門学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験
- ・ 2級建築施工管理技士を取得

※2 専任の監理技術者

- ・ 監理技術者…発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となる工事の場合は、監理技術者を配置しなければなりません。
- ・ 専任とは……工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもので、①国、地方自治体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校、デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事には、専任(他の工事現場との兼務は不可)で配置しなければなりません[個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります]。

※3 特例監理技術者

上記の専任の監理技術者について、主任技術者要件を満たす1級建築施工管理技士補を監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置する場合には、二つまでの工事現場の監理技術者を兼務できるとされています。このときの監理技術者を特例監理技術者と称します。

注意事項

建設業法施行令の一部が改正され、平成28年6月1日より監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額が引き上げられました。

●特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる
下請契約の請負代金の額の下限

●工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額

	改正前	改正
建築一式工事	4,500万円	6,000万円
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円

	改正前	改正
建築一式工事	5,000万円	7,000万円
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円

(2)「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」の証明書類

(1)の要件を満たし、実務経験の短縮を受けるには「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」を提出していただく必要があります。用紙は、本財団ホームページより入手してください。この証明書には、必要事項の記入、証明者欄の記入・押印、誓約欄への署名・押印が必要です。

注 申込後の加筆訂正、再提出は一切できません。不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚した場合は、告発を含め厳正に対処します。

6. 「専任の主任技術者」の資格要件について

(1)「専任の主任技術者」の資格要件について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請・下請に関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該建設工事現場に配置されなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

《公共性のある工作物に関する重要な工事とは》

工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上のもので、①国、地方公共団体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事をいい、個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります。

注 平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました。(P11参照)

《主任技術者になるための資格要件》

一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一で、次のいずれかに該当する者。

- イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、
 - ・高等学校、専門学校専門課程卒業後 実務経験を5年以上有する者
 - ・大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後 実務経験を3年以上有する者
- ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有する者
- ハ. 国土交通大臣が、イ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者(1・2級国家資格者等)

注 専門学校「専門課程」、「高度専門士」、「専門士」の学歴が主任技術者の資格要件として認められるようになったのは、平成28年4月1日からです。

(2)「専任の主任技術者」の証明書類【証明書類に偽造(形跡を含む)や不足があると受験できません】

主任技術者になるための資格要件を満たし、それ以後に専任の主任技術者としての実務経験が1年(365日)以上ある方は、P2の表中(注4)印がついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。この資格要件で受験する方は、下表の1～5全ての書類が必要です。

1. 専任の主任技術者 実務経験証明書	用紙は(www.fcip-shiken.jp)から入手、あるいは試験研修本部(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。本用紙の必要事項を記入し、証明者欄及び誓約欄には署名・押印のうえ、提出してください。
2. 工事請負契約書(写)	専任の主任技術者として従事した建設工事の契約書の写しで、発注者・受注者氏名印があり、工事の名称、場所、工期、請負代金額等が明示されているもの。